

障発0319第1号  
令和2年3月19日

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{指定都市市長} \\ \text{中核市市長} \end{array} \right\}$  殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
(公印省略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第31号）については、本日付けて公布されたところである（別紙）。

この省令の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に周知願いたい。

なお、当該改正規定に係る具体的な運用方法等については、別途示す予定であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）において、障害者又は障害児の保護者は、自立支援医療費の支給を受けるためには、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けることとしており、また、市町

村等は、支給認定をしたときは、自立支援医療受給者証を交付することとしている。

支給認定及び自立支援医療受給者証の再交付に係る各種申請書、申請内容の変更に係る届出書並びに自立支援医療受給者証（以下「申請書等」という。）の記載事項には、性別も含まれているところ、令和元年12月23日に「令和元年の地方分権改革における提案に対する対応方針」が閣議決定されたことを受け、申請書等への性別の記載を不要とするよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）を改正する。

## 第2 改正の内容

申請書等における性別の記載を不要とするほか、所要の改正を行う。

## 第3 施行期日

令和2年7月1日（ただし、施行規則第26条の2の改正規定は、公布の日から施行する。）